

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和2年7月9日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 19件

厚生年金保険関係 19件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 3件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900625号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2000009号

第1 結論

昭和58年4月から平成6年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年4月から平成6年3月まで

昭和58年4月に会社を退職した後、何月頃だったか覚えていないが、同年中にA町役場(当時)で国民年金の加入手続きを行い、その後、集金に来ていたB金融機関職員に、毎月納付書と保険料を預けて、請求期間に係る国民年金保険料を納付した。

国の記録では、請求期間の国民年金保険料が未納になっているので、調査の上、当該期間に係る年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和58年4月に会社を退職し、何月だったか覚えていないが、同年中にA町役場で国民年金の加入手続きを行い、その後、集金に来ていたB金融機関職員に、毎月納付書と現金を預けて、請求期間に係る国民年金保険料を納付した旨主張している。

しかしながら、国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続きを行う必要があり、加入手続きが行われた場合には、国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が払い出されるところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の記号番号は平成6年7月に払い出されている上、オンライン記録における同記号番号前後の国民年金被保険者の年金記録も考慮して判断すると、請求者の国民年金の加入手続きは、同年6月又は7月頃に行われたものと推認でき、当該加入手続き時点まで、請求者は国民年金に未加入であり、請求期間に係る国民年金保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

また、前述の加入手続き時点(平成6年6月又は7月頃)において、請求期間のうち、一部の期間の国民年金保険料は遡って納付することが可能であるが、請求者から請求期間に係る国民年金保険料を、過去に遡って納付した旨の主張はなく、残る大半の期間の国民年金保険料は、時効により納付することができない。

さらに、請求期間の国民年金保険料を納付するためには、請求者に対して前述の記号番号とは別の記号番号が払い出される必要があるが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、請求者の氏名を検索したが、請求者に対して別の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、請求期間は、132か月と長期間であり、これほどの長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとは考え難い。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、当該期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900539号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2000010号

第1 結論

昭和49年4月から昭和52年10月までの請求期間については、付加保険料を含む国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年4月から昭和52年10月まで

昭和49年3月に退職し、共済組合の組合員の資格を喪失した際、夫から国民年金に加入することを勧められ、同年4月又は5月頃、A県B市役所C出張所で加入手続を行うとともに、付加保険料を納付する申出を行った。

自分自身で国民年金に関する手続を行ったのは最初だけで、昭和52年2月にB市からD県E郡F町に転居した際の住所変更に係る届出は夫が行い、その他の手続は役所が行っていると思っていた。

加入手続後の国民年金保険料については、付加保険料を含め、毎月、納付書により納付していた。

請求期間に係る国民年金保険料が未納とされていることに納得できないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和49年4月又は5月頃、B市役所C出張所で国民年金の加入手続を行い、付加保険料を含めた国民年金保険料を納付していた旨主張している。

しかしながら、付加保険料は被保険者の申出により、その申出のあった月から納付できるところ、国民年金手帳記号番号払出簿(以下「払出簿」という。)によると、請求者に係る国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は昭和49年8月19日にB市において払い出されていること、同記号番号前後の被保険者の記録及び同市が発行した年金手帳の発行年月日が昭和49年8月1日となっていることから判断すると、同年4月又は同年5月に付加保険料を納付することはできない。

また、B市の国民年金被保険者名簿(以下「名簿」という。)を見ると、請求者について、昭和49年11月20日に任意加入の申出及び昭和50年7月17日に任意加入の資格喪失の申出の記載があることから、複数回の手続が行われていることがうかがわれ、自分自身で国民年金に関する手続を行ったのは最初だけであるとする請求者の主張と符合しない。

さらに、B市の名簿によると、請求者は、昭和49年6月22日に被保険者資格を喪失しているところ、同日は請求者の夫の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の翌日であり、当該名簿の備考欄には夫の勤務先名が記載されており、これらの情報は請求者又は夫の申出がなければ同市において把握することが困難な内容である上、当該資格喪失及び前述の同年11月20日の任意加入の申出により、同年6月から同年10月までは未加入期間となっていることから、当該期間の国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、戸籍の附票により、請求者は昭和52年2月*日にB市からF町に転居しているこ

とが確認できるところ、払出簿によると、B市とは別の記号番号がF町において払い出されており、同町の名簿及び同町が発行した年金手帳において、同年11月9日に任意加入の申出及び付加保険料を納付する申出を行った旨の記載があり、同日までは国民年金に未加入であったことから、昭和50年7月から昭和52年10月までの期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

なお、請求者に対する前述の2つの記号番号以外の払出しの有無について、社会保険オンラインシステム及び払出簿検索システムにより、請求期間にB市及びF町で払い出された記号番号の検索を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

また、B市の名簿及び請求者が所持する同市の年金手帳には、付加保険料を納付する申出の記載は見当たらない上、請求者は請求期間のうち、昭和49年4月及び同年5月並びに同年11月から昭和50年6月までの期間について、国民年金保険料を納付することは可能であるが、当該期間に係る同市の名簿の検認記録欄は空欄となっており、国民年金保険料が納付されていた記録は確認できない。

このほか、請求者が請求期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、ほかに請求者の当該期間について、付加保険料を含む国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900633号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000019号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成17年10月31日から同年11月1日に訂正し、同年10月の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

平成17年10月31日から同年11月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年10月31日から同年11月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年10月31日から同年11月1日まで

年金記録を照会したところ、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が平成17年10月31日となっており、請求期間の記録がないことが分かった。

A社には平成12年4月1日から平成17年10月31日まで在籍しており、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたので、当該期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

商業登記の記録、A社の回答及び同社の担当者の陳述等から判断すると、請求者が、請求期間も同社に在籍し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社における平成17年9月の標準報酬月額の記録から、47万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答している一方で、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日を誤って社会保険事務所(当時)に提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900651号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000020号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和54年9月30日から同年10月1日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

昭和54年9月30日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和54年9月30日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年9月30日から同年10月1日まで

A社に昭和54年9月30日まで勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の記録では、同事業所における被保険者資格の喪失年月日が同日となっているので、同年10月1日に記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

C社から提出された請求者に係る人事記録、人事異動通知書及び辞職願並びに同社の回答から判断すると、請求者は、請求期間においてA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者の昭和54年8月の標準報酬月額の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社は、請求者について、A社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和54年9月30日とする届出を社会保険事務所(当時)に行い、請求期間に係る厚生年金保険料についても納付していないと考えられる旨回答している上、C社が保管している厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に記載されている請求者の資格喪失年月日も同日となっていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000072号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000021号

第1 結論

請求者のA社における平成25年12月5日の標準賞与額に係る記録を37万3,000円とすることが必要である。

平成25年12月5日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和63年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年12月5日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が請求期間において標準賞与額37万3,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成25年*月*日から平成27年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から、37万3,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000073号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000022号

第1 結論

請求者のA社における平成25年6月25日の標準賞与額に係る記録を76万7,000円とすることが必要である。

平成25年6月25日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年6月25日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が請求期間において標準賞与額76万7,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成25年*月*日から平成26年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から、76万7,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000074号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000023号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成23年6月24日は39万円、平成25年12月5日は11万5,000円、平成27年6月25日は63万8,000円及び同年12月4日は6,000円とすることが必要である。

平成23年6月24日、平成25年12月5日、平成27年6月25日及び同年12月4日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成23年6月24日
② 平成25年12月5日
③ 平成27年6月25日
④ 平成27年12月4日

請求期間①、②、③及び④にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳及び日本年金機構の回答により、請求者が請求期間①において標準賞与額39万円、請求期間②において標準賞与額11万5,000円、請求期間③において標準賞与額63万8,000円及び請求期間④において標準賞与額6,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間①、②、③及び④に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成23年*月*日から平成24年*月*日までの期間、平成25年*月*日から平成26年*月*日までの期間及び平成27年*月*日から平成28年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間①、②、③及び④の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該各期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①、②、③及び④に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳及び日本年金機構の回答から、請求期間①は39万円、請求期間②は11万5,000円、請求期間③は63万8,000円及び請求期間④は6,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000075号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000024号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成24年12月5日は97万9,000円及び平成25年6月25日は12万4,000円とすることが必要である。

平成24年12月5日及び平成25年6月25日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年12月5日
② 平成25年6月25日

請求期間①及び②にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳及び日本年金機構の回答により、請求者が請求期間①において標準賞与額97万9,000円及び請求期間②において標準賞与額12万4,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成24年*月*日から平成26年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づく、請求者の請求期間①及び②の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該各期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳及び日本年金機構の回答から、請求期間①は97万9,000円及び請求期間②は12万4,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000076号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000025号

第1 結論

請求者のA社における平成24年6月25日の標準賞与額に係る記録を25万4,000円とすることが必要である。

平成24年6月25日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和61年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年6月25日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が請求期間において標準賞与額25万4,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成24年*月*日から平成25年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から、25万4,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000077号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000026号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成24年6月25日は81万円、同年12月5日は11万7,000円及び平成27年12月4日は68万8,000円とすることが必要である。

平成24年6月25日、同年12月5日及び平成27年12月4日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年6月25日
② 平成24年12月5日
③ 平成27年12月4日

請求期間①、②及び③にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が請求期間①において標準賞与額81万円、請求期間②において標準賞与額11万7,000円及び請求期間③において標準賞与額68万8,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間①、②及び③に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成24年*月*日から平成25年*月*日までの期間及び平成27年*月*日から平成29年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づく、請求者の請求期間①、②及び③の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該各期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から、請求期間①は81万円、請求期間②は11万7,000円及び請求期間③は68万8,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000078号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000027号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成20年6月25日は11万2,000円及び平成22年12月3日は41万7,000円とすることが必要である。

平成20年6月25日及び平成22年12月3日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成20年6月25日
② 平成22年12月3日

請求期間①及び②にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が請求期間①において標準賞与額11万2,000円及び請求期間②において標準賞与額41万7,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成20年*月*日から同年*月*日までの期間及び平成22年*月*日から平成23年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づく、請求者の請求期間①及び②の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該各期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から、請求期間①は11万2,000円及び請求期間②は41万7,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000079号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000028号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成22年12月3日は91万3,000円及び平成23年6月24日は6万1,000円とすることが必要である。

平成22年12月3日及び平成23年6月24日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成22年12月3日
② 平成23年6月24日

請求期間①及び②にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳及び日本年金機構の回答により、請求者が請求期間①において標準賞与額91万3,000円及び請求期間②において標準賞与額6万1,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成22年*月*日から平成24年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づく、請求者の請求期間①及び②の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該各期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳及び日本年金機構の回答から、請求期間①は91万3,000円及び請求期間②は6万1,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000080号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000029号

第1 結論

請求者のA社における平成26年12月5日の標準賞与額に係る記録を59万6,000円とすることが必要である。

平成26年12月5日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和61年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年12月5日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が請求期間において標準賞与額59万6,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成26年*月*日から平成28年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から、59万6,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000081号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000030号

第1 結論

請求者のA社における平成23年6月24日の標準賞与額に係る記録を10万9,000円とすることが必要である。

平成23年6月24日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和60年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年6月24日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が請求期間において標準賞与額10万9,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成23年*月*日から同年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から、10万9,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000082号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000031号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成24年6月25日は62万6,000円及び同年12月5日は4万8,000円とすることが必要である。

平成24年6月25日及び同年12月5日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年6月25日
② 平成24年12月5日

請求期間①及び②にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が請求期間①において標準賞与額62万6,000円及び請求期間②において標準賞与額4万8,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成24年*月*日から平成25年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づく、請求者の請求期間①及び②の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該各期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から、請求期間①は62万6,000円及び請求期間②は4万8,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000083号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000032号

第1 結論

請求者のA社における平成20年6月25日の標準賞与額に係る記録を14万1,000円とすることが必要である。

平成20年6月25日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和59年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年6月25日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が請求期間において標準賞与額14万1,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成20年*月*日から同年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から、14万1,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000084号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000033号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成24年12月5日は63万8,000円及び平成25年6月25日は2万8,000円とすることが必要である。

平成24年12月5日及び平成25年6月25日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和60年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年12月5日
② 平成25年6月25日

請求期間①及び②にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とされない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が請求期間①において標準賞与額63万8,000円及び請求期間②において標準賞与額2万8,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成24年*月*日から平成25年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づく、請求者の請求期間①及び②の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該各期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から、請求期間①は63万8,000円及び請求期間②は2万8,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000085号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000034号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成23年12月5日は22万2,000円及び平成24年12月5日は25万1,000円とすることが必要である。

平成23年12月5日及び平成24年12月5日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和60年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成23年12月5日
② 平成24年12月5日

請求期間①及び②にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とされない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が請求期間①において標準賞与額22万2,000円及び請求期間②において標準賞与額25万1,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成23年*月*日から平成24年*月*日までの期間及び同年*月*日から平成25年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づく、請求者の請求期間①及び②の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該各期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から、請求期間①は22万2,000円及び請求期間②は25万1,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000086号

厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000035号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成26年6月25日は68万4,000円及び同年12月5日は27万9,000円とすることが必要である。

平成26年6月25日及び同年12月5日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和59年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成26年6月25日

② 平成26年12月5日

請求期間①及び②にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が請求期間①において標準賞与額68万4,000円及び請求期間②において標準賞与額27万9,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る産前産後休業(平成26年*月*日から同年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2の2において、産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間①の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成26年*月*日から平成27年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間②の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録についても、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から、請求期間①は68万4,000円及び請求期間②は27万9,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900659号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000036号

第1 結論

請求者のA社における平成26年12月29日の標準賞与額を62万円に訂正することが必要である。

平成26年12月29日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年12月29日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年12月

請求期間にA社から支給された冬期賞与が年金記録に反映していないが、当該賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたことを示す明細書を資料として提出するので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された平成26年冬期賞与に係る賞与明細書等、A社から提出された平成26年度賃金台帳及び同社の社会保険事務担当者の陳述から判断すると、請求者が、請求期間において同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳等により確認できる賞与支給額から、62万円とすることが妥当である。

また、請求期間の賞与支給日については、金融機関から提出された請求者に係る預金口座の取引推移一覧表により確認できるA社からの振込日及び同社の社会保険事務担当者の陳述から、平成26年12月29日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900761号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000037号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成8年4月1日から平成9年2月21日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成8年4月から平成9年1月までは12万6,000円を20万円とする。

平成8年4月から平成9年1月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成8年4月から平成9年1月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

- 2 請求者のA社における平成8年4月1日から平成9年2月21日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成8年4月から平成9年1月までは22万円とする。

平成8年4月から平成9年1月までの訂正後の標準報酬月額(上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成8年4月1日から平成9年2月21日まで

厚生年金保険の記録によると、私がA社に勤務した請求期間に係る標準報酬月額が、同社発行の給料明細書に記載されている給与支給額と比べて低く記録されている。請求期間のうち、一部期間の給料明細書しか保管していないが、調査の上、請求期間における標準報酬月額の記録を実際の給与支給額に見合う額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求者から提出されたA社の給料明細書、日本年金機構が保管する請求者の同僚から社会保険事務所(当時)に提出された同社の給料台帳の写し及び日本年金機構の回答から判断すると、請求者が、請求期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準報酬月額については、前述の給料明細書等により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務

を履行したか否かについては、A社は既に解散しており、同社の元事業主も既に亡くなっているため、請求者の請求期間に係る届出や厚生年金保険料納付について回答を得られず、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間について、前述の給料明細書、給料台帳及び日本年金機構の回答により確認できる当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求期間に係る標準報酬月額については、前述の給料明細書等により確認できる報酬月額から、22万円とすることが妥当である。

ただし、平成8年4月から平成9年1月までの訂正後の標準報酬月額（上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900081号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2000011号

第1 結論

平成22年7月から平成23年6月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年7月から平成23年6月まで

私は、請求期間及びその前後の期間に施設に入所しており、当該施設職員を介して、毎年、国民年金保険料の全額免除の申請手続きを行っていた。

しかし、日本年金機構から送付されたねんきん定期便を見ると、請求期間は保険料未納期間となっているので、調査の上、請求期間の年金記録を全額免除承認期間として訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、「申請全額免除等に係る手続の簡素化の取扱いについて(通知)」(平成17年7月1日庁保発第0701001号)によると、平成17年7月1日からは、翌年度以降も引き続き国民年金保険料の免除申請を希望することを本人があらかじめ申し出た上で、当該年度の申請免除が承認された場合は、翌年度以降の国民年金保険料免除・納付猶予申請書(以下「免除申請書」という。)の提出を省略できる取扱い(以下「継続免除」という。)であったところ、日本年金機構A事務センターは、請求期間の前年度である平成21年度において、請求者を継続免除の申請者として承認した旨回答している。

しかしながら、この場合、請求者は、請求期間に係る免除申請書の提出が省略されることになるが、国民年金保険料免除の承認の可否を審査するにあたり、当該免除の承認に係る所得の申告は、住所地の市区町村で行う必要があったところ、請求者の請求期間当時の住所地であるB県C市は、請求者に係る平成21年以前の所得を確認できる資料等を保管していない旨回答しており、請求者が同市に対して、請求期間に係る免除承認の審査の対象となる平成21年分の所得の申告を行った事実を確認することができない。

また、請求者が請求期間に入所していたD施設の回答によると、請求者から平成22年5月22日に父あてに国民年金手続用を含む在所証明書を発送した記録が確認できるものの、請求者の父は既に亡くなっており、当該証明書による請求者に係る所得の申告の有無についても確認することができない。

さらに、日本年金機構A事務センターは、請求者の請求期間当時の住所地を管轄する同機構E事務センターにおいて、継続免除の申請者に係る所得の未申告者についての当時の取扱いとして、年金事務所において所得の申告の勧奨を行い、所得が確定し処理が可能となった者のみ処理されており、勧奨してもなお未申告であった場合は、年金事務所から被保険者に国民年金保険料の継続免除の取扱いの終了を通知していた旨回答していることから、請求期間に係る免除承認の審査の対象となる平成21年分の所得が確認できない請求者について、請求期間に係る国民年金保険料の免除を承認することができなかつた可能性が考えられる。

加えて、D施設は、請求者の国民年金保険料の免除申請に係る発送記録について資料はない旨回答している上、C市から提出された請求者の平成 23 年度（平成 22 年分）及び平成 24 年度（平成 23 年分）に係る市民税・県民税申告書について、受付日は平成 24 年 5 月 25 日であり、申告者は請求者の姉であることが確認でき、平成 23 年度の免除申請書も同日に受付されており、これらの事実は、国民年金保険料の免除申請を毎年自身で行っていたとする請求者の陳述と符合しない。

このほか、請求者の請求期間に係る国民年金保険料が免除されていたことを示す関連資料はなく、請求期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が免除されていたことを確認できる事情は見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。